

令和4年組合議会2月定例会（令和4年2月16日）

上尾桶川伊奈衛生組合 議会会議録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

2月16日(水)	○議事日程	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
	○職務のため議場に出席した人	5
	○開会及び開議の宣告	6
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○議事日程の報告	6
	○諸報告	6
	○提出議案の報告及び上程	7
	○提出議案の説明	7
	○提出議案に対する質疑	14
	○衛生組合事務に対する一般質問	29
	○討 論	41
	○採 決	41
	○特定事件の閉会中審査について	42
	○管理者の挨拶	42
	○閉会の宣告	43

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第2号

令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月4日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野 克典

1 日 時 令和4年2月16日(水) 午前10時

2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	星 野 充 生 議員	2 番	井 上 智 則 議員
3 番	藤 原 義 春 議員	4 番	尾 花 瑛 仁 議員
5 番	岡 野 千 枝 子 議員	6 番	池 田 達 生 議員
7 番	新 島 光 明 議員	8 番	小 川 明 仁 議員
9 番	仲 又 清 美 議員	10 番	村 山 正 弘 議員
11 番	北 村 あ や こ 議員	12 番	浦 和 三 郎 議員

不応招議員（なし）

2 月 定 例 会

第 1 日

令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会 2月定例会 第1日

令和4年2月16日（水曜日）

○議 事 日 程

第1 開 会

第2 開 議

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 諸 報 告

第6 提出議案の報告及び上程

第7 提出議案の説明

第8 提出議案に対する質疑

第9 衛生組合事務に対する一般質問

第10 討 論

第11 採 決

第12 閉 会

○出席議員（12名）

1番	星	野	充	生	議員
2番	井	上	智	則	議員
3番	藤	原	義	春	議員
4番	尾	花	瑛	仁	議員
5番	岡	野	千	枝子	議員
6番	池	田	達	生	議員
7番	新	島	光	明	議員
8番	小	川	明	仁	議員
9番	仲	又	清	美	議員
10番	村	山	正	弘	議員
11番	北	村	あ	やこ	議員
12番	浦	和	三	郎	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	小	野	克	典	君
副管理者	畠	山		稔	君
副管理者	大	島		清	君
会計管理者	野	原	悦	子	君
組合事務局長	小	高		稔	君
組合事務局長次	稲	垣	達	也	君
組合事務局長次	大	野		優	君
参与	堀	口	慎	一	君
参与	金	子	由	則	君
参与	木	村	一	弘	君
参与	武	藤		聡	君
参与	大	津	真	琴	君

○職務のため議場に出席した人

書記長	松	澤	義	章	君
書記	鈴	木	知	哉	君
組合事務局 主査	石	川	和	茂	君

午前10時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（浦和三郎議員） 皆さん、おはようございます。

開会前に皆様をお願い申し上げます。

本定例会におきましては、質疑は自席で着座にて行い、一般質問は登壇にて行います。マスクを着用していただくなど、感染症対策を踏まえた議会運営に御協力をお願いいたします。

ただいまから令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△会議録署名議員の指名

○議長（浦和三郎議員） これより議事に入ります。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

1番 星 野 充 生 議員

7番 新 島 光 明 議員

以上、2名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（浦和三郎議員） 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 御異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長（浦和三郎議員） なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△諸報告

○議長（浦和三郎議員） この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めていますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

△提出議案の報告及び上程

○議長（浦和三郎議員） 次に、本定例会に管理者から第3号議案から第7号議案までの議案5件の提出がありましたので、御報告をいたします。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（浦和三郎議員） 次に、本定例会に管理者から提出されました第3号議案から第7号議案までの議案5件を議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

○管理者（小野克典君） おはようございます。

本日、令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、着座にて、本定例会におきまして御審議いただきます第3号議案から第7号議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

まず初めに、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の妊娠等と仕事の両立を支援するため、不妊治療に係る休暇を新たに設けたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第5号議案 令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ947万5,000円を減額し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,654万5,000円としたいので、御提案を申し上げるものでございます。

次に、第6号議案 令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,582万6,000円とするものでございます。前年度より4,980万6,000円、率にして16.8%の増額予算となったところでございます。

予算編成に当たりましては、当組合は主たる財源が構成市町の負担金であることを十分に認識し、限られた経費で最大の効果を挙げることを基本とし、継続的な衛生環境の維持に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、第7号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更につきましては、令和4年4月1日から埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定によりこの案を提出するものでございます。

以上で私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（浦和三郎議員） 続いて、当局から細部説明を求めます。

小高事務局長。

○組合事務局長（小高 稔君） おはようございます。

第3号議案から第7号議案につきまして補足説明をさせていただきます。

第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容といたしましては、訂正決定等に基づく特定個人情報の情報提供等記録の訂正を実施した場合において、通知の必要があると認めるときの通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改めるとともに、引用部分の変更等による規定の整理を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で第3号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、妊娠等と仕事の両立を支援するため、不妊治療等に係る休暇を新たに設けたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容といたしましては、不妊治療を受けやすい職場環境の整備は社会全体の要請であり、公務においても妊娠等と仕事の両立を支援する必要性は高いとの考えから、不妊治療に係る通院等のために新たに特別休暇を取得できるようにするとともに、号の繰下げ並びに引用部分及び字句の整理を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で第4号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第5号議案 令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）について補足説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ947万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,654万5,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものとしてでございます。

次に、2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございますが、詳細につきましては6ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

なお、今回の補正予算につきましては、年度における最後の補正予算となりますことから、歳入歳出ともに決算額を見込んだ事業費の整理が主なものとなっており、その過不足が生じるものにつきまして補正をするものでございます。

次に、8ページを御覧ください。

歳入でございますが、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

初めに、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合市町負担金につきましては、補正前の額2億5,850万円から補正額250万4,000円を減額し、2億5,599万6,000円とするものでございます。

内訳につきましては、上尾市さん164万4,000円、桶川市さん53万8,000円、伊奈町さん32万

2,000円の減額でございます。

次に、4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、歳出予算の減額に伴う財源調整のため、補正前の額700万1,000円から補正額700万円を減額しまして、1,000円の科目設置とするものでございます。

次に、9ページを御覧ください。

歳出でございますが、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費につきましては、補正前の額666万1,000円から補正額125万円を減額し、541万1,000円とするものでございます。議会行政視察の中止に伴う減額及び期末手当の減額によるものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、補正前の額1億975万3,000円から補正額36万1,000円を減額し、1億939万2,000円とするものでございます。

内訳でございますが、2節給料、3節職員人件費及び10ページの4節共済費につきましては、人件費の増額あるいは減額によるものでございます。

次に、8節旅費、11ページの13節使用料及び賃借料、3目公平委員会費及び12ページの1目監査委員費の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、行政委員会の視察研修を中止したことなどによる減額でございます。この行政委員会と議会の視察研修の中止に伴う減額分につきましては、構成市町さんへ負担金の減額とさせていただいたところでございます。

11ページにお戻りいただきまして、11節役務費、12節委託料及び13節使用料及び賃借料につきましては、入札の執行残及び決算見込みによる減額でございます。

次に、12ページを御覧ください。

3款事業費、1項事業費、1目し尿処理費につきましては、補正前の額1億5,852万円から補正額750万9,000円を減額しまして、1億5,101万1,000円とするものでございます。

内訳でございますが、10節需用費及び13ページの12節委託料につきましては、入札の執行残及び決算見込みによる減額でございます。

以上で第5号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第6号議案 令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページを御覧ください。

令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,582万6,000円と定めるものと
ございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳
入歳出予算によるとするものとございます。

第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入
金の借入れの最高額は、3,000万円と定めるものとございます。

次に、2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算となっておりますが、詳細につきましては6ページ以降の歳入歳出予
算事項別明細書で説明をさせていただきます。

1、総括でございますが、6ページは歳入、7ページは歳出でございます。

本年度予算額3億4,582万6,000円、前年度予算額2億9,602万円と比較しますと、4,980万
6,000円の増でございます。率にして16.8%の増となったところでございます。

次に、8ページを御覧ください。

歳入でございますが、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

初めに、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合市町負担金につきましては、本年度
予算額2億5,780万円、前年度予算額2億5,850万円、前年度と比較しまして70万円の減額で
ございます。率にしまして0.27%の減となっております。

各市町の負担金につきましては、参考資料として組合市町負担金比較表を配付させていた
いておりますので、御覧ください。

負担割合は、上尾、桶川、伊奈衛生組合規約第13条の規定により、令和4年1月1日現在
の人口による負担割合となっております。上尾市さん、人口23万507人、負担割合65.7917%、
負担額1億6,961万1,000円、桶川市さん、人口7万4,822人、負担割合21.3558%、負担額
5,505万5,000円、伊奈町さん、人口4万5,030人、負担割合12.8525%、負担額3,313万4,000
円でございます。

予算書の8ページにお戻りください。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目財産使用料につきましては、自動販売機設
置による行政財産の使用料でございます。

次に、2項手数料、1目処理手数料につきましては、処理手数料1.8トン当たり50円、処理
量2万5,700トンと見込み、計上したところでございます。

次に、3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては、財政調整基

金の運用利子でございます。

次に、4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、令和3年度決算の繰越金の決算見込みを計上したものでございます。

次に、6款諸収入、1項組合預金利子、1目組合預金利子につきましては、前年度と同額でございます。

次に、2項雑入、1目雑入につきましては、職員駐車場駐車料、再任用職員の雇用保険料自己負担分及びその他雑入といたしまして自動販売機の電気料及びコピー料金を計上したものでございます。

次に、10ページを御覧ください。

歳出でございますが、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

初めに、1款議会費、1項議会費、1目議会費につきましては、本年度予算額661万2,000円、前年度予算額666万1,000円、前年度比較4万9,000円の減となっております。減額の主な理由といたしましては、期末手当の減額によるものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、本年度予算額1億855万2,000円、前年度予算額1億975万3,000円、前年度比較120万1,000円の減でございます。

節ごとに主な内容を説明させていただきます。

1節報酬につきましては、行政不服審査会委員及び情報公開・個人情報保護審議会委員の報酬でございます。

次に、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費につきましては、条例等に基づく人件費でございます。

次に、8節旅費につきましては、前年度比較18万7,000円の減で、研修旅費の減によるものでございます。

次に、9節交際費につきましては、前年度と同額でございます。

次に、10節需用費につきましては、前年度比較8万円の減で、今年度は2年に一度の庁用車の車検がないためでございます。

次に、11節役務費につきましては、前年度比較8万5,000円の減で、火災保険料の減などによるものでございます。

次に、12節委託料につきましては、前年度比較36万円の減で、次のページの財務書類作成

支援業務委託の委託内容の変更などによるものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料につきましては、前年度比較8万円の減で、複写機借上料の減などによるものでございます。

次に、17節備品購入費につきましては、消火器の更新でございます。

次に、18節負担金補助及び交付金につきましては、前年度比較22万2,000円の増で、市町村総合事務組合負担金の増によるものでございます。

次に、26節公課費につきましては、庁用車の車検が2年に一度で、今年度は重量税がなくなったことにより1万5,000円の減でございます。

次に、2目財政管理費250万4,000円につきましては、地方財政法第7条によります財政調整基金への積立金でございます。

次に、3目公平委員会費18万3,000円につきましては、前年度比較16万8,000円の減で、行政委員会の視察研修を見合わせることにによりまして、報酬、旅費の減によるものでございます。

続きまして、2項監査委員費、1目監査委員費36万円につきましては、前年度比較10万8,000円の減で、こちらも行政委員会の視察研修を見合わせることにによる旅費の減によるものでございます。

次に、14ページを御覧ください。

3款事業費、1項事業費、1目し尿処理費につきましては、本年度予算額2億2,460万5,000円、前年度予算額1億5,852万円、前年度比較6,608万5,000円の増でございます。

節ごとに主な内容を説明させていただきます。

10節需用費につきましては、前年度比較315万円の減でございます。減額の主な理由といたしましては、消耗品費における購入単価の変更及び修繕料が前年度より減額となったことなどによるものでございます。

次に、12節委託料につきましては、前年度比較1,161万1,000円の減でございます。減額の主な理由でございますが、令和3年度に外壁屋上防水設計委託を実施いたしましたが、それがなくなったことなどによるものでございます。

次に、14節工事請負費につきましては、新規事業で第2施設の外壁改修と屋上防水改修を行うものでございます。

次に、15節原材料費につきましては、前年度と同額でございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金につきましては、し渣の外部処分の焼却灰、ばいじん及び沈砂の処分を行っております処分場が所在します茨城県北茨城市、鹿嶋市への環境保全協

力金でございます。

続きまして、4款公債費につきましては前年度と同額でございます。

最後に、5款予備費につきましても前年度と同額でございます。

以上で第6号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第7号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定によりこの案を提出するものでございます。

第7号議案参考資料を御覧ください。

変更内容は、埼玉県都市競艇組合が埼玉県都市ボートレース企業団へ名称変更することに伴い、字句の整理を行うものでございます。

次のページの新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は、埼玉県市町村総合事務組合規約第3条の別表第1に記載されております組合を組織する地方公共団体の名称を変更するものと、同第4条の別表第2の共同処理する事務の第4条第1号に掲げる常勤の職員に対する退職手当に関する事務を共同処理する地方公共団体の名称を改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を令和4年4月1日からとするものでございます。

以上で第7号議案の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（浦和三郎議員） 以上で、提出議案に対する当局の説明を終わります。

○議長（浦和三郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩中、提出議案に対する追加の質疑のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

自席での休憩をお願いいたします。

(午前10時27分)

○議長（浦和三郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

△提出議案に対する質疑

○議長（浦和三郎議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告がありますので、発言を許します。

発言は、自席で着座にてお願いをいたします。

9番、仲又清美議員。

○9番（仲又清美議員） 9番、仲又清美でございます。

ただいま議長よりお許しいただきましたので、議案についての質問をさせていただきます。

私からは、第6号議案 令和4年度一般会計予算の予算書の14ページ、歳出の1目し尿処理費について、12節委託料、外壁屋上防水工事監理業務委託について何点か質問をさせていただきます。

御説明がありました。令和3年度の予算の中でこの委託料が計上されておりました。また、今年度、令和4年で工事实行ということになるかと思えますけれども、その実行の間の委託業務内容、この外壁屋上防水工事監理業務という、この監理業務という、この辺のことがよく分からなかったもので、委託業務内容について伺います。

もう1点、建物の維持管理には防水のメンテナンスは大変必要であると思えますが、今後どのような、例えば何年置きにとか、そういった塗装の計画、まあ今年度は塗装されると思うんですけれども、今後どれぐらいのスパンで計画をされていくのか伺います。

次に、過去、私、この衛生議会の中で質問をさせていただいた経緯がありますが、外壁の塗装などを行う際、2市1町でやっているこのし尿処理施設ということが、なかなか市民の認知度が低いというふうに申し上げてまいりました。例えば、桶川であればオケちゃん、また伊奈町であればローズちゃん、また上尾であればアッピー、そういったキャラクターが壁面にあったら、何となく明るいイメージになるのかなというふうに思ったので、そんなことについては御提案申し上げたいと思えますが、お考えを伺います。

次に、施設付近の除草などクリーンなイメージで、し尿処理施設のイメージアップをするよう要望も過去にしてまいりました。どうしてもこの場所が迷惑施設というものを払拭したい、こんな私の気持ちもあり、また地元の地域の皆様にも、やはりこの環境整備という中で、川もあたりいろいろあるので、所管の清掃の管理はそれぞれかと思えますが、この衛生組合議会のこの周辺のそういったクリーンなイメージに対してどのような環境整備をやっていただけるのか、方向性を伺いたいと思えます。

1回目の質問は以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 9番、仲又清美議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 9番、仲又議員さんより第6号議案について御質問いただいたことについて、順次お答えさせていただきます。

初めに、外壁屋上防水工事監理業務委託の内容について伺うについてでございますが、予算書15ページの14節工事請負費で計上いたしました外壁屋上防水工事の施工に当たり、その工事監理をお願いするものでございます。

具体的な業務といたしましては、令和3年度に実施した外壁屋上防水設計委託にて得た修繕箇所、施工数量、使用材等が設計図書のとおりであるか、その工法が適切であるか等の監理指導及び工程管理をお願いするものでございます。

次に、防水のメンテナンスは必須であるが、外壁塗装の計画はあるのか伺うについてでございますが、竣工後は職員による日々の日常点検及び第三者による検査において状況把握に努め、躯体のひび割れの程度を注視しつつ、工事で使用する塗料の期待耐用年数が約10年程度であることを踏まえ、次回のメンテナンス計画を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、過去の質問で外壁の塗装などを行う場合、市町のイメージキャラクターを外壁に描いたらどうかと提案したが、お考えを伺うについてでございますが、現在の設計では既存の茶系色の塗料を見込んでおりますことから、議員御提案の上尾市のアッピー君、桶川市のオケちゃん、伊奈町のローズちゃんとローズくんの作画は色彩の調和から難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、続きまして4番目の御質問、迷惑施設を払拭する環境整備の方向性を伺うについてお答えさせていただきます。

組合におきましては、除草、植木の剪定を行い環境を整備し、クリーンなイメージに努めてまいりたいと考えております。今年度におきましても、委託以外にも職員で駐車場や備前堤の草刈りを行い、環境整備に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 他に答弁はありますか。

一通り終わりました。

仲又清美議員。

○9番（仲又清美議員） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

総括して質問を行います。

桶川市のごみ施設関係の建物か、2市1町の運営をするし尿処理施設なのか、先ほども申し上げましたが、一般市民には認識が乏しいように思います。私も議員になる前は存じ上げませんでした。よって、迷惑施設を払拭するためでもあります。一般市民の認知度を高めるため、施設が明るいクリーンなイメージになるよう、キャラクターデザインなどを描いた壁面の塗装が駄目であるのであれば、看板設置などできないのか。ここに入ってきたときに、桶川市のごみ処理施設という、その一つのものなんだというぐらいしか認識がありません。ですので、何か壁面が駄目なのであれば、看板等にこの施設の名前、またし尿処理施設という、そういったものも今後市民に認知していただける何か努力が必要なのではないかと思えます。

他市なんかの例をみると、例えば吉見町であれば、水道のタンクにイチゴが描かれていたり、あと深谷市もたしか煙突にネギか何か描いてあったかなというふう思うので、本当にここをいつも通いながら、外壁が今ちょっと黒ずんできていて、ちょうどここを車で通るとき、何となく汚いなと思うんです。なので、そういった明るさというものが何かできたらいいのかなというように願いを込めて、再度質問をさせていただきます。

○議長（浦和三郎議員） 稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 再質問をいただきました、一般市民の認知度を高めるため、施設が明るいクリーンなイメージになるようなキャラクターデザインなどの看板設置について検討できないか伺うについてお答えいたします。

御質問の看板の設置について検討できないか伺うでございますが、議員御指摘の2市1町の運営するし尿処理施設なのか一般市民には認識が乏しいということでございます。組合施設を今後どのようにするかという検討の場において、看板の設置を含め、認知度を高めるためにはどのような取組が必要か、クリーンなイメージになるようにするにはどのような取組が必要かなど御意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁ございませんか。

一通り終わりました。

9番、仲又清美議員。

○9番（仲又清美議員） それでは、要望とさせていただきますが、その検討するまた内容等

がもし御報告いただけるのであれば、よろしくお願いたします。

そのことについて答弁はできるのでしょうか。できなければあれなんですけれども、どうでしょうか。

○議長（浦和三郎議員） 稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 今お話をいただいたことにつきまして、御要望に御期待できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 仲又清美議員の質疑を終わります。

次に、7番、新島光明議員。

○7番（新島光明議員） 桶川選出の7番、新島でございます。

私は、第6号議案の中の15ページ、外壁屋上防水工事の関係で1点御質問させていただきます。

この当組合の議員として継続して在籍をしていれば、わざわざこんな質問をする必要性も実はないというふうに思うんですけれども、その辺の状況がちょっと、過去の状況が分からないという点、あるいはホームページ上でもこういう当組合施設の工事状況等々が載っていれば、それを見れば一発で分かるんですけれども、そういうのがちょっとなかったもので、あえて質問させていただきます。

この予算に伴う工事の場所及び工事の概要を教えてくださいと思います。当組合施設は、第1施設が休止中で、第2施設及び管理棟、車庫棟、トラックスケール等の施設があるというふうに思いますけれども、今回どの部分を行うのか確認をするものです。この管理棟については新しく修繕等が行われていると思いますけれども、特に休止中の第1施設も含めて行うのかどうなのか、もし行うとするならばその理由等も教えてくださいというふうに思うものです。

以上です。

○議長（浦和三郎議員） 7番、新島光明議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 7番、新島議員さんより、第6号議案の15ページ、外壁屋上防水工事について御質問をいただいたことにお答えさせていただきます。

当組合は、管理棟、1日当たり100キロリットルの処理能力を有する第1施設、1日当たり150キロリットルの処理能力を有する第2施設、車庫及びトラックスケールを有しております。

これら屋外施設等の状況でございますが、管理棟は平成29年度に平成3年の竣工以来の塗装を実施いたしました。次に、第1施設は竣工から約10年後の平成3年に、第2施設の建設と併せて塗装を実施するとともに車庫を建築いたしました。次に、トラックスケール整備は、計量精度の検定と併せて計量器の塗装を実施してまいりました。

次に、御質問の工事の場所及び工事の概要について伺うについてのお答えとなりますが、工事の場所、工事対象の施設は、現在稼働しております第2施設を計画しているものでございます。この第2施設は、平成11年度に外壁塗装を行い、その後、屋上の一部漏水改修を行って以来の工事となるものでございます。

続きまして、工事の概要でございますが、第2施設の外壁改修工事及び屋上防水・屋上改修工事を計画しているものでございます。

工事の主立った内容でございますが、外壁改修工事はクラック補修、浮き補修を行い、その後、約2,500平方メートルを塗装するものでございます。

屋上防水・屋上改修工事は、ドレーン回り、施工面の浮き、損傷箇所に対し防水シート工事を施すとともに、屋上設置のFRP製の明かり取り等の交換をするものでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありませんでしょうか。

一通り終わりました。

新島光明議員。

○7番（新島光明議員） 再質問というか、当初段階では要望だけにしようかなと思ったんですけれども、ちょっと1点だけ、大変申し訳ないですけれども、ちょっとここ、聞きたいことがございます。

というのは、ほかの議員さんも施設整備等の関係で、多分そのことも含めて御質問しているのかなというふうに思うんですけれども、要は今現在休止中の第1施設、これを今後使う予定でいるのかどうなのか、もし使う予定があるとするならば、一定程度の補修等はしなければならぬというふうに思うんですけれども、今回は第2施設を工事の対象としているということなんですけれども、今後第1施設についても補修の工事の予定があるのかどうなのか。もしそのまま壊れてもいいんだというのであるならば、別に補修工事をする必要性はないのかなというふうにも思うんですけれども、ただ、見てくれのことも考えると、多少なりともしなきゃならないのかなというふうに思われますので、その辺の今後の予定、もし現時点で分かっていたら教えてください。今後の検討であったら検討ということで結構ですけれども、よろしくお

願います。

○議長（浦和三郎議員） 7番、新島光明議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 再質問いただきましたことについてお答えいたします。

現段階では詳細等定まっておりますので、今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

7番、新島光明議員の質疑を終了いたします。

次に、11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） 私のほうからは、第5号議案ですが、研修費が減額されていて、議会のほうは分かっているんですが、職員のほうも、今この施設の重要な段階に差し掛かっていると思ひまして、視察なり研修をして先に進んでいただきたいなという気持ちがあったんですが、一度も研修がされなかったというのはなぜなのか、コロナ以外の理由があるのか教えていただきたいと思ひます。

それから、財政調整基金の残高で、たしか前年度1億5,709万何がしというのが出ていたと思うんですが、この年度末で幾らになるのかということと、あわせて、すみません、6号議案も含めて4年度末で幾らになるのか、その辺についての予定も教えいただきたいと思ひます。

次に、第6号議案です。議案説明はありましたが、この中で、前議会で私のほうで随意契約について随分質問させていただきました。時間切れで、いろいろ問題点を指摘することができなかったんですが、この中で入札と見積り合わせ、それから随契の区分と、長期契約の場合は何年目かについて、100万円以上のもので結構ですので、ちょっと御説明をいただきたいと思ひます。

それから、脱水汚泥、し渣等々の処分委託なんですが、最終処分について自治体は責任を持たなければいけないということで、今聞いてみますと、中間処分については契約書があるというふうな形になっているんですが、最終処分についてどのような契約になっているのか教えていただきたいと思ひます。

それから、先ほどのと関連するんですが、予定する指名競争入札と随意契約の契約数と金額の合計、それから今年度との比較について、おおよそで結構ですので教えていただきたいと思

います。

それから、先番議員の質問の答えで恐縮なんですけれども、第1施設に関しては、たしか基本構想でしたか、使わないということで、5億円の取壊し費用ということで、私、8月の議会で質問をした覚えがあるんですが、早く取り壊しちゃったほうがいいんじゃないかと言ったら、お金はいろいろな使い道があるからということで、お茶を濁すような答弁があったと思います。今、検討という話でしたけれども、第1施設はまた使うということの検討なんでしょうか。私は取壊し費用をどうするかを検討だと思っていたんですが、それについてお願いをいたします。

以上です。

○議長（浦和三郎議員） 11番、北村あやこ議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、11番、北村議員さんの御質問に順次お答えさせていただきます。

初めに、第5号議案、研修が1回もされなかったのは新型コロナ以外の理由はあるかについてでございますが、やはりコロナウイルスの感染拡大防止によるもので、研修視察が中止となったところでございます。

次に、財政調整基金残高についてでございますが、令和3年度末におきましては1億9,182万円ほどでございます。

続いて、令和4年度末の見込みでございますが、こちらは1億1,214万円ほどとなる見込みでございます。

次に、第6号議案について、入札、見積り合わせ、随契の区分と、長期契約の場合は何年かについてでございますが、初めに総務関連でございますが、100万円より上の契約について御説明させていただきたいと思っております。

2款総務費の12節委託料でございますが、施設警備委託は随意契約にて、区分は政令第167条の2第1項第2号の規定により、その性質が競争入札に適さない契約に該当します。長期契約の2年目でございます。

次に、13節使用料及び賃借料でございますが、土地借上料におきましては、組合は桶川市さんから土地をお借りしまして、金額は桶川市さんが算出し、5年間の継続契約で3年目でございます。

次に、財務会計システム関連機器借上料は、随意契約にて、区分はこちらも第2号に該当し、長期契約の2年目でございます。

次に、予定する指名競争入札と随意契約の契約数と金額の合計、今年度との比較についてでございますが、なお金額につきましては当初予算ベースでの比較とさせていただきます。

総務関連についてでございますが、長期継続契約中のものは除きまして、指名競争入札は令和4年度予定はゼロ件で、ゼロ円でございます。令和3年度は2件で、金額86万1,000円ございました。

次に、随意契約は、令和4年度予定は12件で、金額は380万1,000円でございます。令和3年度は13件で、金額642万1,000円ございました。令和3年度の比較としまして、令和4年度は指名競争入札では2件の減、金額で86万1,000円の減、随意契約では1件の減、金額で262万の減でございます。合計で348万1,000円の減でございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 続きまして、11番、北村議員さんより御質問いただいたことについてお答えさせていただきます。

初めに、第6号議案、事業費の入札、見積り合わせ、随意契約の区分と、長期契約の場合は何年かについてでございますが、契約の基本としている競争入札を予定しているものは、10節需用費の修繕料では、脱水機、ポンプ及びブロワ等整備、トラックスケール整備、電気設備整備等でございます。

12節委託料では、計測機器保守委託、脱水汚泥及び処理水等分析委託、電気設備保守委託、外壁屋上防水工事監理業務委託等でございます。

14節工事請負費の外壁屋上防水工事も入札と考えているものでございます。

次に、見積り合わせを予定しているものは、随意契約によることが定める額を定める地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、10節需用費の修繕料ではフォークリフト整備など130万円以下の工事、12節委託料では地下タンク漏洩検査委託等50万円以下の委託業務でございます。

次に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号で規定されているその性質または目的が競争入札に適しないものとして特命随意契約を予定しているものは、10節需用費の修繕料ではオゾンナイザー整備、12節委託料では脱水汚泥、し渣及び沈砂の処分等でございます。

また、事業費では長期継続契約のものはございません。

続きまして、第6号議案、脱水汚泥処理委託について、最終処分場の契約についてということでございますが、私どもで処理を行っているものは中間処理をお願いする契約が主立ったも

のでございます。そのうち1件、し渣の処分に当たりまして、委託業者のほうで焼却を行い、その後、発生する焼却灰、また飛灰、ばいじん等を処分するといった契約を締結しているところ です。

御質問の最終処分場との契約ということになりますが、最終処分業者との直接の契約はして おりませんが、搬出を予定している地方自治体とその企業、そして私ども衛生組合との3者の 協定書において、健全な事業進捗を図る、履行を確認するといった形態を取っておるところで ございます。

続きまして、第6号議案、事業費の予定する指名競争入札と随意契約の契約件数と金額の合 計、今年度との比較についてでございますが、金額の合計は当初予算ベースでの比較とさせて いただきます。

初めに、事業費の指名競争入札の予定は、令和4年度は14件、金額にすると1億4,348万 3,000円でございます。令和3年度は14件、金額にすると8,040万3,000円でございます。

次に、随意契約の予定は、令和4年度は22件、金額にすると8,134万3,000円でございます。 令和3年度は23件、金額にすると7,831万1,000円ございました。

令和3年度と令和4年度を比較いたしますと、令和4年度の指名競争入札の件数は前年度と 同数の14件で、金額にすると6,307万7,000円の増でございます。

令和4年度の随意契約の件数は、前年度より1件の減でございます。金額にすると303万 2,000円の増でございます。

続きまして、先ほどの答弁で、第1施設の今後について検討しているといったお答えについ てでございますが、お答えの検討の趣旨でございますが、現在、第1施設は休止の状況でござ います。使用をしておられない状況でございます。そのため、施設の修繕等を手がけるものは ございませんが、維持管理上、夜間の警備、それと火災報知器等の火災等の警備を委託し、財 産管理を行っているところでございます。その一方、建物並びに機器に対しての修繕に関しま しては、処理量が減少していることに伴い、使用する見込みがないことから、休止との処置を 取っております。

また、御質問の今後の検討といった一番の趣旨でございますが、外壁の塗装のお話の流れか らだったかと思われましたので、外壁の塗装等、修繕する見込みはといったところに関しまして は検討、また今の段階で決まっていないということで、検討といった形の御答弁をさせていただ いたところでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） まず、5号議案のほうですが、コロナの関係で視察は一切行わなかったということでした。その前年度、コロナが出たときも、たしか下水道に放流するとかそういうことについて視察なり現場の研修に行っていたと思います。それは引き続きやっていただくためにも、その辺の計画というのは立てていただきたいというふうにも要望したわけですが、その辺はどのように検討されていたのかお答えいただきたいと思います。

次に、第6号議案ですが、まず最終処分場についてですが、中間処理者と最終処分者と排出者、その3者の協定はあるという話でした。しかし、廃棄物処理法によりますと、その3者の協定があっても、桶川の場合、多分二十数年前ですが、最終処分の灰を神栖町に野積みにされて、重大な被害を発生させたということで裁判になって、その費用を払ったという事例があります。つまり、3者協定だけでは最終的に責任をきちんと負いきれないということがありまして、最終処分には排出者が責任を持つということが廃棄物処理法にあると思います。そういう意味では、3者協定だけでは足りないのも、毎年確認に行くということも含めて、きちんとした最終処分の契約をすべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

次に、指名競争入札に関してですが、この予算を計上するのに、事業者からの見積りというのがされていると思います。その場合に、指名競争入札には参加しないほうがよいというのが当然のこととなっているわけですが、その辺についてどういうふうになっているのでしょうか。

あと、特命随契について公表がされていません。法律によって、工事については公表ということがありますが、総務省の通達の中に、たしか随意契約についても、特命随契については毎年契約後速やかに公表するというものになっているわけですが、その辺がまだ当組合ではされていないと思います。その辺についてどのようになっているのか伺いたいです。

以上で2回目終わります。

○議長（浦和三郎議員） 11番、北村あやこ議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、再質問についてお答えさせていただきます。

初めに、研修視察について今後どうしていくのかということですが、令和4年度におきましても、コロナの感染の状況を踏まえまして、できればですが視察のほう、勉強のほう

に行きたいとは思っております。

あともう1件ですが、特命随契についての公表についてでございますが、こちらのほうも掲載できるように検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 再質問いただきました6号議案、最終処分場の契約の在り方についてでございますが、今後、検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 一通り終わりましたけれども。

11番、北村あやこ議員の質疑を終了いたします。

次に、1番、星野充生議員。

○1番（星野充生議員） では、1番の星野充生、通告に従って質問をさせていただきます。

まずは、第5号議案からですけれども、私自身がここは4年ぶりというようなことなので、ちょっと過去のことは分からないというか、そういうようなところで、13ページの外壁屋上防水設計委託、これについての委託先ですとか設計の詳細、これについて伺いたいと思っております。それを受けての第6号議案では外壁防水工事があるんですけれども、その辺についてはまたちょっと順番に質問させていただきます。

第6号議案に関しましては、まず歳入について、組合の市町の負担金のことに関してなんですけれども、算出の根拠というか、その辺をちょっと伺いたいなと思ひまして、もらった資料を見ますと、単純に人口が増えれば負担割合が増えて負担金額は増えるという、そんなものじゃないんだなというようなことなので、その辺の動きというか、それをちょっと知りたいなと思って質問させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それから、8ページの財政調整基金の使用に関しては、恐らくは防水工事に使われるんだろうなと思うんですけれども、一応念のため、もし違っていたら、じゃこれですよということをお示ししていただきたいと思ひます。

それから、歳出で外壁屋上防水工事に関してなんですけど、これの計画など詳細が分かれば教えていただきたいと思ひますので、以上よろしく願いいたします。

○議長（浦和三郎議員） 1番、星野充生議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 1番、星野議員さんより御質問いただいたことについて順次お答えさせていただきます。

初めに、第5号議案、外壁屋上防水設計委託の委託先、設計の詳細についてでございますが、委託先につきましては、令和3年5月20日に行われた指名競争入札により、株式会社片渕設計事務所が落札し、同社と契約に至ったものでございます。

次に、設計の詳細でございますが、第2施設の外壁屋上防水工事を計画するに当たり、外壁赤外線打診併用劣化調査を行い、建築設計の視点から修繕を必要とする箇所の拾い出し、その施工数量の試算及び使用材の選定を行い、それを作図するものでございます。また、作図した図画に基づいた概算の設計額の算出をお願いしたものでございます。

続きまして、第6号議案、外壁屋上防水工事の工事計画についてでございますが、工事の計画といたしましては、単年度事業にて第2施設の外壁改修工事及び屋上防水工事を行う計画としているものでございます。

工事の内容でございますが、外壁改修工事はクラック補修、浮き補修を行い、その後、約2,500平方メートルを塗装するものでございます。また、施工の際、撤去する電球型ブラケットをLED型に更新するものでございます。

屋上防水工事は、ドレーン回り、屋上施工面の浮き、損傷箇所に対し防水シート工事を施すとともに、屋上設置の劣化の著しいFRP製の明かり取り及び整備が必要なルーフファンを更新するものでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、続きまして第6号議案、組合市町負担金の算出根拠についての御質問にお答えさせていただきます。

組合市町負担金でございますが、上尾、桶川、伊奈衛生組合規約の規定に基づき算出させていただきます。負担金は、構成市町さんの1月1日現在の人口割にて算出しております。人口割で算出しておりますので、各構成市町さんの人口の増減によりまして負担金の増減が決定されるものでございます。

次に、財政調整基金の使用目的についての御質問でございますが、財政調整基金は年度間における財源の変動に備えて積み立てております基金でございます。組合におきましては、大きな修繕工事が予定されましたときに、構成市町さんにおける負担金の大幅な増額とならないよう、財政調整基金を取り崩しまして財源措置をさせていただいているところでございます。

令和4年度予算におきましては、事業費の17節工事請負費において外壁屋上防水工事8,100万円を計画しておりますので、こちらの業務の財源として計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

1番、星野充生議員。

○1番（星野充生議員） 負担金のことについてまず1点ですけれども、要は増えてもこのぐらゐの金額はある意味そんなにいろいろ考えることもないのかなというような気もするのですが、単純にもう計算すればこうなると、その結果で人口で計算すればこうなって、結果的に上尾市の場合だったら負担割合は増えるけれども、負担額が減るとというような、そのような結果になったというようなことでよいのかどうかを確認したいと思います。

それから、防水工事に関しましては、聞き慣れない言葉も出てきて、なかなか理解ができなかったところもあるんですが、1点だけとにかく耳に残ったものとして、電気をLEDにというようなことでした。この辺の電球のいわゆる構成というんですか、全部がもうLEDになっていたりするものなのか、その辺のところはどうなのか、そしてもしまだいわゆる蛍光灯といいますか、白熱球というんですか、その辺のものからLEDに替えようという、そういう計画というものはあるのかどうか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（浦和三郎議員） 1番、星野充生議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、質問にお答えさせていただきたいと思います。

まずは、負担金についてでございますが、こちらは議員さんのお見込みどおりで、人口の増減により負担金のほうも増減してまいります。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 再質問いただきました電球のことについてでございますが、当組合では新しく故障等で更新をする際には、省エネルギーの観点からそのような機器の選定をしていくといった方向を定めているところでございます。また、本日の会場にございます照明のほうも、改修の際に蛍光灯の形からLEDの形に変更を行い、微力ではございますが省エネ活動を行っているところでございます。

したがいまして、今回お話しいたしました外壁に伴っている電球でございますが、塗装の際

に施工上撤去することが想定されておりますので、その撤去に併せまして設置する際には省エネ型の電球に交換をしたいといったことから御提案をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁ありませんか。

一通り終わりました。

1番、星野充生議員。

○1番（星野充生議員） 最後に、LEDに関しては、更新の際にはそういうふうに替えていくということで、じゃこれからまだ替わるというか替えていくことはあり得るというか、そういうところなんでしょうか。それとも、もう既にある程度そのLED化が済んでいるような状況なのか、そういうようなところ、そこを確認したいと思います。

以上です。

○議長（浦和三郎議員） 1番、星野充生議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 御質問いただきました更新の進捗についてでございますけれども、工事計画がないところ及び故障した機器以外のものは、既存設置の機器が設置されている状況でございます。施設におきましては蛍光灯の灯具が基本となっております、LED等の機器に関しては設置の計画がないところでございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（浦和三郎議員） 暫時休憩をいたします。

一般質問の通告がありますので、再開後、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。1人につき質問時間は答弁を含めて30分、質問回数は3回までとなっておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、一般質問終了後、再び休憩を取りたいと思います。提出議案に対する討論のある方は、その際に事務局まで通告書を提出願います。20分の再開です。5分間の休憩です。

（午前11時14分）

○議長（浦和三郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 24 分）

△衛生組合事務に対する一般質問

○議長（浦和三郎議員） これより日程に従い、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。
発言は登壇にてお願いをいたします。

7 番、新島光明議員。

〔7 番 新島光明議員 登壇〕

○7 番（新島光明議員） 改めまして、こんにちは。

議席番号 7 番、新島でございます。

実は私、この衛生組合の議員に 4 年前に一度なって……

〔「音が割れる」と言う人あり〕

○7 番（新島光明議員） 割れる、すみません。大丈夫か、駄目。じゃ、自分の持ってこようかな。

〔「違う違う、音がばらばら割れちゃう」と言う人あり〕

○7 番（新島光明議員） 割れちゃう。

〔「ちょっと休憩したほうが」と言う人あり〕

○7 番（新島光明議員） 離れたほうがいいのか、これではどうですか。

〔「休憩したらどうでしょう」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 24 分）

○議長（浦和三郎議員） 再開をいたします。

（午前 11 時 24 分）

○7 番（新島光明議員） 改めまして、議席番号 7 番の新島です。

今回、私は 2 点について質問をさせていただいております。

まず 1 点目は、情報の共有化についてでございます。

実は、私はこの情報の共有化の観点で、以前在籍していたときの平成31年2月定例会の予算審議の際にホームページの改善をお願いさせていただきました。その後、この議員としては離れたわけですが、ホームページを見せていただければ、現在のように改善されたという、大変見やすくなったということと、明るくなったのかなというふうに思って、正直うれしく思ったところです。

明るくなったということはどういうことかという、これまでホームページ上としては本当に暗いというか、議会の関係も議員の名前が出ているだけという、そういう状況でありましたので、情報の共有としてどうなのかというふうに思ったことから改善を求めたところでございます。

暗いというふうに申しあげましたけれども、当施設が地域住民にとってみると迷惑施設ということから、もし職員の皆さんがそういうお気持ちで業務をしていたとするならば、それは私は間違いであろうと。やっぱり人が生活する上での最後のものを処理するという非常に大事な部分の業務を担っているわけですから、堂々と業務の紹介をするし、市民の、町民の皆さんに情報を発信すると、こういう点で協力してくれ等々も含めて、やっぱりこのホームページを通じてすべきだろうというふうに思ったところでございます。

そういう観点から、今回さらにもう少し改善をお願いできないかなという観点で質問をします。

し尿処理の施設の整備基本構想が策定されたということが、さきの臨時議会の中で初めて実は分かりました。ホームページを見ましたら載っていないんですね。このような基本構想は、上尾市さん、桶川市、そして伊奈町さん含めて、構成市団体でもいわゆる総合振興計画等々があるかと思えます。いずれも住民の皆さんにとっても生活に密着した情報でありますし、情報共有をする観点から、少なくともホームページ上には閲覧できるようにすべきだというふうに思っておりますけれども、当組合も小さいとはいえ、これは失礼ですけれども、住民の生活に直結した業務を行っていると考えれば、基本構想はもちろん当然ですけれども、同種の計画等々がありましたならば全てホームページ上に載せているのが本来であろうというふうに思います。

というのも、私が以前所属していた桶川と北本の水道企業団も当然ですし、消防関係で言えば県央広域組合、ホームページだけではなくて広報誌も発行しているんですよね。当組合の関係で広報誌も発行すべきかどうかは正直言って私も迷っているところがあるんですけれども、少なくともホームページぐらいは改善をして、こういった情報を全て掲載できないかお伺いを

するものです。

次に、大規模災害時への対応についてでございます。

現在稼働している第2施設は、平成3年度に竣工された建物ですから、多分建築基準法上も震度6程度の揺れにも耐えられる構造になっているのかなというふうに思っはいるんですけども、取り扱っているし尿というものからすると、素人的な雰囲気の中で御発言するのもしかなと思ひますけれども、さび等が出やすいことから、機器類も含めて大震災の際に耐えられるのかどうかはちょっと心配になってくるというふうに思ひます。

そういう観点から、組合施設、建物、機器類の耐震化の現状についてまず教えていただきたいのと、(2)として、大規模災害時では水道等のインフラ機能が喪失する場合も想定されます。この際のトイレの問題は大変重要ではないかなと思ひますし、各構成自治体においても避難所等に仮設トイレを設置したり、あるいは個々の御家庭で凝固剤にて対応することを多分考へているというか、市民に周知をされていると思ひます。特に仮設トイレではくみ取り等が当然必要になってくることが考へられますけれども、この場合を想定した対応はどう準備されているのか教えていただければというふうに思ひます。

また、凝固剤で処理されたし尿の場合は、各自治体が焼却処理するというふうに、多分それが基本的な考へ方だろうと思ひますけれども、この処理の問題で当組合の関わりが考へられる場合がありましたならば、どのような対応をされるのか、それについても教えていただければというふうに思ひます。

以上で1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（浦和三郎議員） 7番、新島光明議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

○組合事務局長（小高 稔君） 新島議員さんの御質問に順次お答を申し上げます。

初めに、大きな1、情報の共有化についての(1)し尿処理施設整備基本構想が策定されましたが、ホームページ上に掲載されていません。同種の組合の方針等が策定決定された場合も含めて、全て掲載できないかについてでございますが、住民の方にも情報提供できるように、組合のホームページ上でも掲載してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2、大規模災害時への対応についての(1)組合施設の耐震化の現状についてお答いたします。

当組合施設建物の耐震化の現状でございますが、現在稼働しております第2施設につきまし

ては、平成2年度に竣工し、建築基準法の新耐震基準を満たしております。それによりますと、震度5程度の中規模地震では軽微な損傷、震度6強から7に達する程度の大規模な地震では倒壊は免れるというものでございます。しかしながら、建物自体は倒壊を免れても、機器の損傷のおそれがございます。地震の揺れ方によっても機器の損傷の状況も違って来るものと考えておりますことから、地震が発生した場合につきましては、現場の職員が施設を見回り、安全確認を行っているところでございます。

また、建築後約31年を経過していることから、機器や配管設備の一部に腐食等の損傷が見受けられる状況であることから、随時改修に努めているところでございます。

次に、(2) 仮設トイレではくみ取り等が必要になることが考えられますが、このような場合を想定した対応はどうか準備されているのかについてお答えいたします。

当組合の処理施設に異常がない場合は、平常時と同様に、構成市町での許可業者により収集を行い、当施設で受入れ処理を行ってまいります。この場合の受入量は、1日当たり210キロリットル程度と見込んでおります。

仮に処理施設に異常があった場合及び1日当たりの受入量が210キロリットルを超過する場合は、埼玉県及び県内です尿処理行政を行っている団体で構成されている埼玉県清掃行政研究協議会のし尿処理施設県内協力体制実施要綱に基づき、当組合以外での施設で処理の協力を求めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、凝固剤で処理されたし尿の場合は、この処理問題で当組合の関わりが考えられる場合はどのようなものがあり、どう対応することになるのかについてお答えいたします。

当組合は、液状の一般廃棄物となるし尿汚泥及び浄化槽汚泥の処理施設でございますので、議員お見込みのとおり、可燃ごみとして各自治体で処理されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

7番、新島光明議員。

〔7番 新島光明議員 登壇〕

○7番（新島光明議員） 御答弁ありがとうございました。

基本構想等のホームページへの掲載の件については、掲載してまいりたいという御答弁をいただきました。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

この厚さからすると、相当ホームページ上で使われる容量も多分大きいのかなというふうに

思います。先ほど予算審議の際にも、ほかの先番議員さんからも様々な市民、町民への情報という意味で、いろいろと御提案もたしかあったように思います。そういうことを考えると、現在契約しているこのホームページ上の容量で間に合うのかどうなのか、ちょっと不安な部分も実はありまして、もし容量が足りない場合については、現在の予算の中で間に合うんだったらばよろしいんですけども、そうじゃない場合については、各構成市町さんの担当者含めて、ぜひその辺の御配慮をお願いしたいなというふうに思っております。そういう意味では、事務方への要望と、構成市の首長さんへの要望ということにさせていただきたいというふうに思います。

それで、次に大規模災害の対応の関係でございますけれども、御答弁の中で私が一番心配していた機器類の腐食等のメンテナンス、これもきちんとされているとのことでございますので、少し安心はしたところです。

また、受入量について、各構成市段階で避難所が大変多くなって、仮設トイレが多くなった場合に、受入れ処理がどうなのかなという心配も実はあったんですけども、受入量自体が1日当たり210キロリットルと。現在、たしか処理量は100キロリットル前後だったかというふうに思いますけれども、倍の受入量があるということと、埼玉県清掃行政研究協議会の協力体制の実施要領の中でお互い助け合うということもあるようでございますので、それも含めて大変個人的にはほっとしたところです。

本来ならこの要領をいただけないかという要望をしようと思ったんですけども、多分この協議会のホームページを見たら出ているかなと思いますので、自分でプリントアウトしますので、もし出ていなかった場合はこちらのほうに要領のコピーをお願いをしたいと。そのことの要望も含めてお願いして、2回目の質問ではありません、全て要望ということでよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（浦和三郎議員） 以上で、7番、新島光明議員の一般質問を終わります。

次に、11番、北村あやこ議員。

〔11番 北村あやこ議員 登壇〕

○11番（北村あやこ議員） 11番、北村あやこです。

一般質問を行わせていただきます。

実は私、2年間この組合に属させていただいて、昨年8月に最後のつもりで、遺言のつもりで質問をすと言って、それでまたここに戻ってきました。そのときには精いっぱいやった

つもりではいるんですけども、もう少し実態が見えるにつけて、やはりほってはおけないなという気持ちが増してまいりましたので、続けて一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、職場環境について伺います。

職場内でパワハラと思しき事態があったというふうに聞いておりますが、その防止のための配慮というのはどのようにしているのか伺いたいと思います。

また、研修などを活用して、よりよい職場環境が大切と考えますけれども、研修計画を伺いたいと思います。

次に、2点目、施設整備の方針について伺いたいと思います。

まず、ゼロカーボンということがずっと国内外、世界的に叫ばれておりまして、我が自治体でもここを注視しなければいけないという時代になっております。そこで、CO₂の排出量ですが、昨年度でどのくらいでしょうか。

また、施設整備基本構想では、温暖化ガス発生抑制と書かれておりまして、循環型社会形成推進交付金という活用がありますが、ゼロカーボン社会に向けてのCO₂排出量をどのように算定して、また抑制していくのか伺いたいと思います。

さらに、施設整備基本構想では、施設の長期稼働を前提とするということでありまして、ところが前議会の管理者の答弁では、延命化か更新かについての検討や、さらに処理水を河川放流する方法、また公共下水道へ接続する方法などについても継続して調査研究してまいりたいというふうに答弁しております。改めて基本構想とこの管理者答弁との整合性というか、その辺について伺いたいと思います。

次に、3点目、随意契約の見直しについて伺います。

前議会で構成市町のガイドラインを随意契約ガイドラインの参考にして作成したいということが答弁されております。前議会の答弁でもちょっと納得のいかないような基準というのが示されたりしておりますので、このガイドラインができていますかどうか、これについて配付を願いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（浦和三郎議員） 11番、北村あやこ議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。
小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

○組合事務局長（小高 稔君） 北村議員さんの御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、大きな1、職場環境についてのパワハラ防止のための配慮はどのようにしているか

についてでございますが、職員との面談を通して意見や個人の受け止め方を確認して、ハラスメントの未然防止ができるような配慮をしているところでございます。

次に、研修などを活用し、よりよい職場環境が大切と考えるが、研修計画を伺いたいについてでございますが、議員御指摘のとおり、よりよい職場環境をつくることは非常に重要なことであると考えているところでございます。

研修には、職場内で日常的に行われる職場研修と、日常の業務を離れて他団体に派遣して行われる職場外研修がございます。組合では、職場外研修として、埼玉県と県内市町村が設立した彩の国さいたま人づくり広域連合が主催する研修に職員を派遣しております。具体的には、職位に応じた能力を養成するため、主査級研修、課長補佐級研修、課長研修などに職員を派遣するとともに、簿記入門と公会計など専門分野の研修にも職員を派遣しております。また、桶川市さんが主催する新規採用職員研修や契約事務などの実務研修にも職員を派遣し、計画的な研修を行っているところでございます。

続きまして、大きな2、施設整備方針についてお答えいたします。

初めに、令和2年度温室効果ガス排出量でございますが、662.87トンでございます。

次に、CO₂排出量をどのように算定しているのかについてでございますが、CO₂排出量は活動量の合計に施設における電気、ガス等のエネルギーの使用量の実績値をエネルギーの種類別に集計し、排出係数を掛け、求めているものでございます。

ここで当組合の活動量として集計をしているものは、地球温暖化対策推進法第2条第3項において規定されている7種類の温室効果ガスのうち、燃料のガソリン、電気使用量等の二酸化炭素、し尿処理によるメタン及び一酸化二窒素、エアコンによるハイドロフルオロカーボンの4種類としております。

また、計算に用いる排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条の排出係数一覧の値を用いております。

次に、循環型社会形成交付金の活用などによるCO₂排出量の抑制についてでございますが、温室効果ガス排出量の約98%が電気使用量及びし尿処理によるメタン、一酸化二窒素によることから、今後の活動において大きな削減は見込めない状況でございます。今後、新たな技術や設備を施設に取り入れる際には、循環型社会形成交付金の活用による財政措置と併せて、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、施設整備基本構想では施設の長期稼働を前提とするところがあるが、前議会管理者の答弁では延命化か更新かについての検討や、処理水を河川放流とする方法や公共下水道へ接続する方

法などについても継続して調査研究してまいりたいと答弁、改めて基本構想どおりにするのかについてお答えいたします。

先の議会において管理者より答弁がございました現在施設の今後を考察した場合、現状施設に対し延命化工事を行うか、その費用も見込み更新工事とするかの2択でございます。また、延命化工事及び更新工事のいずれも施設で処理した放流水を河川へ放流する施設、また下水道接続とする施設について継続して調査研究してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな3、随意契約の見直しについての前議会、構成市町のガイドラインを参考に作成したいとの答弁だが、できているのか、配付願いたいについてお答えいたします。

随意契約ガイドラインにつきましては、上尾市さんや桶川市さんのガイドラインを参考とさせていただきますとともに、桶川市さんの研修会に参加させていただき、現在作成中でございます。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） 他に答弁はありませんか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

〔11番 北村あやこ議員 登壇〕

○11番（北村あやこ議員） 再質問を行います。

まず、研修についてなんですけれども、職場がここは11人と聞いておりますので、非常に狭い職場です。ちょっとした人間関係でいろいろこじれたりとか落ち込んだりとか、そういうことがあると思うんですけれども、そういう場合に、何か事が起きたときに、じゃこれに対応するにはどうしたらいいかという、ある意味の一つのテーマについての研修計画というのがつくられるはずなんです。それはどこへ行っても、それこそ広域連合へ行っても学べるはずですし、そういうものをやはり、過去にあったことをうやむやにするのではなく、一つのテーマについて研修計画をきちんと立てて、今年度は実施していただきたいというふうに思いますけれども、その点について御答弁をいただきたいと思います。

次に、CO₂の削減なんですけれども、基本構想では循環型社会形成交付金の活用に対し、3%の削減をするとたしか幾らとか、そういうような感じで出ていたと思います。あの構想の中で3%削減というふうに書いてあるんですが、施設を更新しただけで3%の削減というのはちょっとよく分からないので、どこの部分の削減なのか伺いたいと思います。それが2点目。

それから、基本構想なんですけれども、前議会ではこのように答えています。令和3年から4年において、現有施設の耐用年数について、構成市町における公共施設の維持管理に関する

事例や計画を参考に調査研究する。令和5年には目標を定め、そして5年度から6年度まで、その目標年度まで施設を利用するために必要な整備について調査研究をいたします。次に、令和7年度には、令和8年度より次の5年間の計画の検討を行っていききたいというふうに考えています。検討するに当たっては、2年3月にまとめたし尿処理施設基本構想で上げた搬入量の減少や老朽化の課題を踏まえ、延命化か更新かについての検討ですとか、処理水を河川放する方法や公共下水道へ接続する方法などについても継続し、調査研究をしてまいりたいと、そんなふうにある意味で前向きな答弁をしているわけです。

ですから、5年度にはもう目標を定めてというふうに御答弁をしているんですけども、具体的なロードマップというのが必要になるのではないかとというふうに考えております。ここまでちゃんと答えていただいているので、それでは5年度までに目標を定めるわけですから、4年、5年と、もう新年度から2年間ですから、そのロードマップのようなもの、研修も含めてなんですけれども、そこをどのように考えられているか伺いたいと思います。

それから、それに際して、組合の中の事務局というのは、今のこの組合を11人で一生懸命運営、稼働しているわけなんですけれども、その検討というのはなかなか難しい、限界があると思っています。1回コンサルにお任せするということになる、施設の更新や延命というふう、ある意味でコンサルのお金もうけの餌食にもなるということも考えられまして、構成市町で検討のプロジェクトというのが別に必要なのではないかとというふうに考えております。その辺について、管理者と副管理者それぞれのところから人をチョイスしていただいてプロジェクトを組むとか、そういうことを考えられないのか、その点について3人に伺いたいと思います。

最後に、随意契約なんですけれども、ガイドライン、早くつくっていただきたいなど。どう見ても、ガイドラインの起案書を見ると、やたらごちゃごちゃ書いてあるけれども、妥当ではないものも見受けられます。一つ一つやっていったら時間がありませんので、これについては早く徹底をしていただきたいなということをお願いしたいと思います。特に上尾市さんの例などはきちんとしておりますので、ぜひそこも参考にしてやっていただきたいと思います。

それから、先ほどの議案のときに、私あえて答弁漏れということで聞かなかったんですが、指名基準、指名競争入札の場合に、予算の見積りをしてもらった業者さんがまた入っていくというようなことをすると、当然談合がささやかれることとなります。ですから、そこはまずそれを排除することと、それから指名基準というのをきちんと明確化してホームページで公表するなどしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（浦和三郎議員） 11番、北村あやこ議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。

小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

○組合事務局長（小高 稔君） 北村議員さんの再質問にお答えいたします。

初めに、研修についてでございますが、議員の御指摘も踏まえ、今後職場環境の改善につながるような研修内容に努めていきたいというふうに考えております。

次に、CO₂削減についてでございますが、基本構想では令和8年度においての1日당たりに必要な処理能力を88キロリットルと算出しております。既存の第2施設の処理能力と比較して施設規模の縮小が見込めることから、3%の削減としているところでございます。

次に、構成市町さんを含めた検討のプロジェクトチームについてでございますけれども、まずは組合内部でロードマップの検討を進めた上で、その後、構成市町の参与の皆様にも参画をしていただき、プロジェクトチームの設置についても検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、ガイドラインにつきましては、できるだけ速やかに作成していきたいというふうに考えております。

最後の入札基準の関係でございますけれども、これについては検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありますか。

〔「正副管理者に」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 北村議員の施設整備に関する今後のプロジェクトチーム等の設置の必要性というような御質問でございました。

今、事務局長のほうからも御答弁申し上げましたけれども、正副管理者にということではございますが、先日も正副管理者会議の際に今後の施設整備についての話題が出まして、そのときに畠山副管理者、大島副管理者、そして私のほうに同じ考え方を共有しましたので、代表して私のほうから御答弁させていただければというふうに思いますけれども、確かに北村議員おっしゃるとおり、これまで事務局のほうで今いろいろと検討を進めてきているところでございますけれども、一定の限界というのは当然あると思いますので、今後、参与等も参画していただいておりますので、2市1町の参与の皆様にも今後は今後の施設の整備についての検討をし

ていただきたいというふうに考えております。そういった意味では、その参与の皆さんで構成するプロジェクトチームというような位置づけになるかというふうには思いますけれども、そういったところでさらに検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

〔11番 北村あやこ議員 登壇〕

○11番（北村あやこ議員） 職場環境についてですが、ちょっと1つ確認をしたいことがあります。喫煙所というのは一体どうなっているのでしょうか。原則は敷地内は駄目なのですが、各地で喫煙所をつくっているのですが、どのような状況になっているのか、できるだけ配慮した形になっているのかも含めてお願いをしたいと思います。

それから、基本構想、今管理者がお答えいただいたんですけれども、つまりCO₂の削減も、規模を縮小して、だから3%削減するんだというような話ですから、よくよく長期的に考えると、公共下水道に持っていったらその分だけ、660トンという年間の排出量の相当数を削減できるということも考えられます。河川放流も同じようなことなので、ここは真剣に、基本構想はお金出してコンサルに委ねてしまったけれども、やはり同時並行でこれをやっていかないと、これから将来のお金の使い方、あるいは環境への負荷の在り方も含めて、将来性のある方法が考えられないのではないかというふうに思います。

すみません、管理者にお答えいただいたんですけれども、どうしても副管理者のお声が聞きたいものですから、副管理者、両方、双方の方に、この辺について、この組合を離れてプロジェクトチームをつくるということについての御見解を、一言で結構ですのでいただきたいと思います。その上で、ロードマップは事務局でつくるといいますから、それになぞらえて、ぜひよりよい方向に、私たちが関わっている間に何らかの明るい道が見いだせればいいなというのを期待して、お願いをいたします。

最後なんですけど、契約行為については、この組合全部で今回3億4,000万円ですか、事業費で1億5,000万円ですから、ある意味で金額的には少ない。ところが、一部事務組合は大体お金の使い方についてちょっと目が届かないということもあります。逆に、金額が少ないからこそ、徹底的にチェックを入れて直せば、とてもいい組合になるのではないかというふうにも考えますので、ぜひ早急に、次の議会までにはきちんと出来上がっているようお願いをしたい

と思います。再度御答弁をいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにします。副管理者、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（浦和三郎議員） 11番、北村あやこ議員の再々質問に対する当局の答弁を求めます。
畠山副管理者。

〔副管理者 畠山 稔君 登壇〕

○副管理者（畠山 稔君） 副管理者の畠山でございます。

答弁をということでございますが、先ほど管理者がおっしゃったとおり、私も同感でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はございませんか。
大島副管理者。

〔副管理者 大島 清君 登壇〕

○副管理者（大島 清君） 副管理者の大島でございます。

北村議員さんの再々質問にお答えをしたいと思いますのですが、平成3年にこの建物ができたということですから、30年以上たっているということでもあります。そういう意味では修繕が必要な部分があるんでしょう。あるいは、また下水の直結をするという、そういう方法もあるでしょう。実はそんな話が正副管理者の、事務局を含めての中でもそんな話が出ております。ですから、いずれにしろ壊れる時期が来るということを想定しながら、いろいろな方法を模索しながら検討していくということが極めて大事なことだと思っておりますので、管理者、畠山副管理者おっしゃったとおりでございますので、伊奈町もそれに併せて、2市1町で連携を取りながらしっかりやってまいりたいと、こんなふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁は。
小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

○組合事務局長（小高 稔君） 再々質問についてお答えをさせていただきます。

まず、喫煙所の関係でございますけれども、敷地内は全面禁煙となっているところでございます。

次に、契約の関係につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、速やかに作成できるように努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浦和三郎議員） ほかに答弁はありませんか。

以上で、11番、北村あやこ議員の一般質問を終わります。

○議長（浦和三郎議員） 暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いいたします。

休憩中、提出議案に対する討論がある方は事務局まで通告書を提出願います。

（午後 零時06分）

○議長（浦和三郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時07分）

△討 論

○議長（浦和三郎議員） これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 討論はないものと認め、討論を終結いたします。

△採 決

○議長（浦和三郎議員） これより採決を行います。

初めに、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（浦和三郎議員） 起立全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（浦和三郎議員） 起立全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案 令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）つ

て、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（浦和三郎議員） 起立全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案 令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（浦和三郎議員） 起立全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（浦和三郎議員） 起立全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

△特定事件の閉会中審査について

○議長（浦和三郎議員） 次に、議会運営委員長から所管事務調査事項について、特定事件としたい旨の申出がありましたので、議会運営委員会所管事務調査をお手元に配付してあります。

この際、特定事件を議題といたします。

お諮りします。

特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査として付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（浦和三郎議員） 異議なしと認め、そのように決定しました。

△管理者の挨拶

○議長（浦和三郎議員） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

この際、挨拶のため管理者から発言を求められていますので、これを許します。

小野管理者。

○管理者（小野克典君） それでは、令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、令和4年度の当初予算をはじめとした各議案につきまして、議員の皆様におかれましては熱心に御審議を賜り、いずれも原案どおり御議決をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

最後となりますが、いまだ収束の見えないコロナ感染の猛威の中におきまして、各市町の3月議会を間近に控えておりますので、どうか議員の皆様におかれましてはくれぐれも健康に御留意いただきまして、御健勝にて御活躍されますことを心からお祈り申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（浦和三郎議員） 以上をもちまして、令和4年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

午後 零時10分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 浦 和 三 郎

議 員 星 野 充 生

議 員 新 島 光 明

参 考 資 料

議案審議結果一覧表

(管理者提出のもの)

議案審議結果一覧表

管理者提出のもの（5件）

議番	案号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
3		上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例	4 2. 1 6	4 2. 1 6	原案可決
4		上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	4 2. 1 6	4 2. 1 6	原案可決
5		令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）	4 2. 1 6	4 2. 1 6	原案可決
6		令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算	4 2. 1 6	4 2. 1 6	原案可決
7		埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	4 2. 1 6	4 2. 1 6	原案可決